

愛 莊 町

耐震改修促進計画

平成 2 0 年 3 月策定

平成 2 8 年 3 月改定

令和 8 年 3 月改定

滋賀県愛莊町

目 次

1. はじめに	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 改定の目的	3
(3) 計画の位置づけ	3
(4) 計画期間	4
(5) 対象建築物	4
2. 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標	5
2.1 想定される地震の規模、想定される被害の状況	5
(1) 想定される地震の規模・被害の状況	5
(2) 本町における被害想定	7
2.2 耐震化の現状	8
(1) 住宅の耐震化の現況	8
(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現況	9
(3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現況	11
(4) 公共建築物の耐震化の現況	11
2.3 耐震改修の目標の設定	12
(1) 住宅の耐震化の目標	12
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	12
(3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標	13
(4) 公共建築物の耐震化の目標	13
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項 ..	14
3.1 耐震診断・改修に関する基本的な取り組み方針	14
3.2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	15
3.3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	16
(1) 液状化の対策	16
(2) ブロック塀等の安全対策	16
(3) 窓ガラス、天井落下防止対策等	17
(4) エレベーターの地震防災対策	17
(5) エスカレーターの脱落防止対策	17
(6) 家具の転倒防止対策	17
(7) その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策について	18
(8) 地震時の住宅火災の防止について	18
3.4 重点的に耐震化すべき区域	19
3.5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	20
4. 啓発及び知識の普及に関する事項	21
(1) 地震ハザードマップの活用	21
(2) 県との連携による普及活動の促進	21
(3) 事業者情報等の提供、紹介	22
(4) 自治会等との連携	22
5. 県との連携に関する事項	23
(1) 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施に関する事項 ..	23
(2) 耐震改修を促進するための連携	24
6. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	27
(1) 新たに建築される建物の耐震化	27
(2) 耐震診断済み及び耐震改修済み表示制度について	27

1. はじめに

(1) 計画策定の背景

《大規模な地震による建築物被害と発生予測》

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、6,434名の貴重な生命が奪われましたが、そのうち約90%は建築物や家具等の倒壊・転倒による圧迫死であったといわれています。また、その後の調査により、阪神・淡路大震災において大きな被害を受けた建築物の多くは、昭和56年以前に着工された建築物（昭和56年以降の新耐震基準に適合しない建築物）であることがわかりました。

また、平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震、近年においては平成23年3月の東日本大震災などの大規模な地震が相次いで発生しており、さらに南海トラフ巨大地震及び首都圏直下地震の発生の切迫性が指摘されるなど、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

こうした中、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行。以下「耐震改修促進法」という。）」を制定し、建築物の耐震化に取り組むとともに、平成17年11月の改正によって、市町村は、国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画策定に努めることとなりました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災などを背景に、平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行され、不特定多数の者が利用する大規模建築物における耐震診断と結果の公表の義務づけや、耐震改修を円滑に促進するために耐震改修工法の認定基準を緩和するなどの改正が行われています。

【平成17年11月の改正】

- ① 国民に建築物の安全を確保する努力義務があること
- ② 特に多数の者が利用する建築物等の所有者は、耐震診断・改修に努力する義務があること
- ③ 所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適格事項があっても適用しない特例を設けること
- ④ 特定建築物に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること
- ⑤ 国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで計画的に耐震化を促進すること
- ⑥ 耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等を実施すること

【平成25年11月の改正で強化された事項】

- ① 不特定多数が利用する建築物、避難に配慮を要する建築物及び危険物貯蔵場・処理場のうち大規模なものについて、平成27年12月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことの法による義務付け
- ② 学校、集会場及び病院等の防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物について、都道府県や市町村による耐震診断の義務付け
- ③ 耐震改修を円滑に促進するために、耐震性に係る表示制度の創設、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例、及び区分所有建築物（マンション等）の大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和などの措置

表1.1 阪神・淡路大震災の人的・物的被害

人的被害	死者		6, 434 人
	行方不明		3 人
	負傷者	重傷	10, 683 人
		輕傷	33, 109 人
		計	43, 792 人
住家被害	全壊		104, 906 棟
			186, 175 世帯
	半壊		144, 274 棟
			274, 182 世帯
	一部損壊		390, 506 棟
	合計		639, 686 棟
非住家被害	公共建物		1, 579 棟
	その他		10, 917 棟

出典：阪神・淡路大震災について（確定報）
平成 18 年 5 月 19 日 消防庁

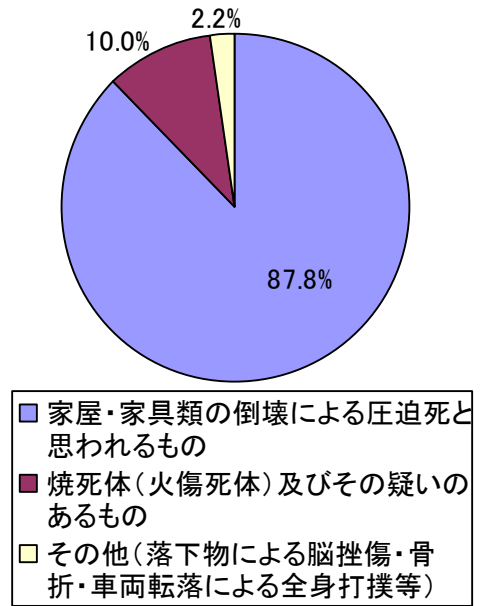


図1.1 被災直後の死亡者の死因

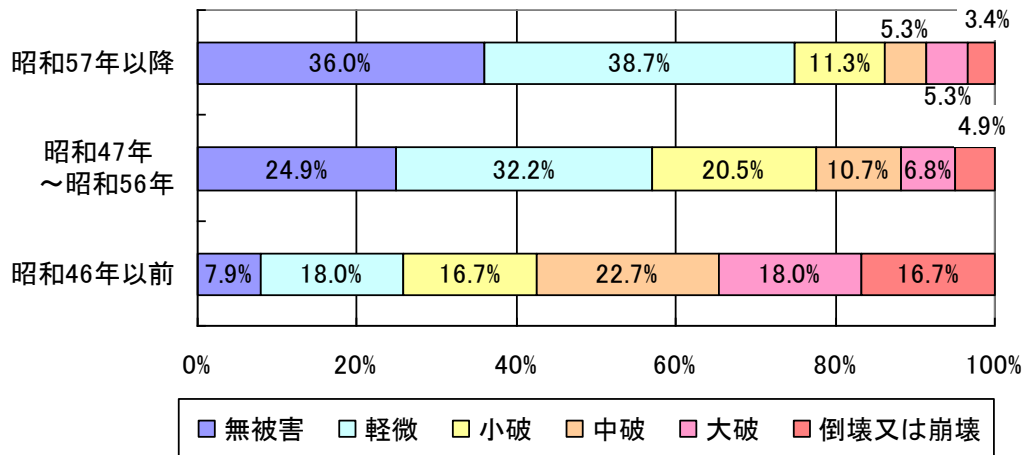


図1.2 阪神・淡路大震災における建物の建築年と被害状況（神戸市中央区）

(2) 改定の目的

滋賀県は、これまで災害が少ない県と言われてきました。しかし、県内にも数多くの断層が確認されており、これら断層による地震以外にも、直下型地震が発生する可能性はないとは言いきれません。このため、本町においても今後、地震による死者数や経済被害額を減らすため、早急に建築物の耐震化を進め、災害に強い安全・安心のまちづくりを推進する必要があります。

これまで県においては、平成 18 年度に「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」を策定(平成 27 年改定)し、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化を重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を行い、県内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進を図るとしています。

また、国の基本方針や県の計画を受け、本町においても平成 20 年 3 月に「愛荘町耐震改修促進計画」を策定したところです。本計画は、本町における災害に強いまちづくりを目指した防災対策の一つとして、日常生活において最も滞在時間の長い住宅や多数の人々が利用する特定既存耐震不適格建築物、防災拠点となる町有建築物等の耐震対策を計画的に促進するために策定された「愛荘町耐震改修促進計画」を、法改正や県の計画改定などを踏まえて改定を行うものです。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項に定められた市町村耐震改修促進計画の策定を目的とし、国の基本方針、「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」及び「愛荘町地域防災計画」等の上位関連計画を勘案して策定します。

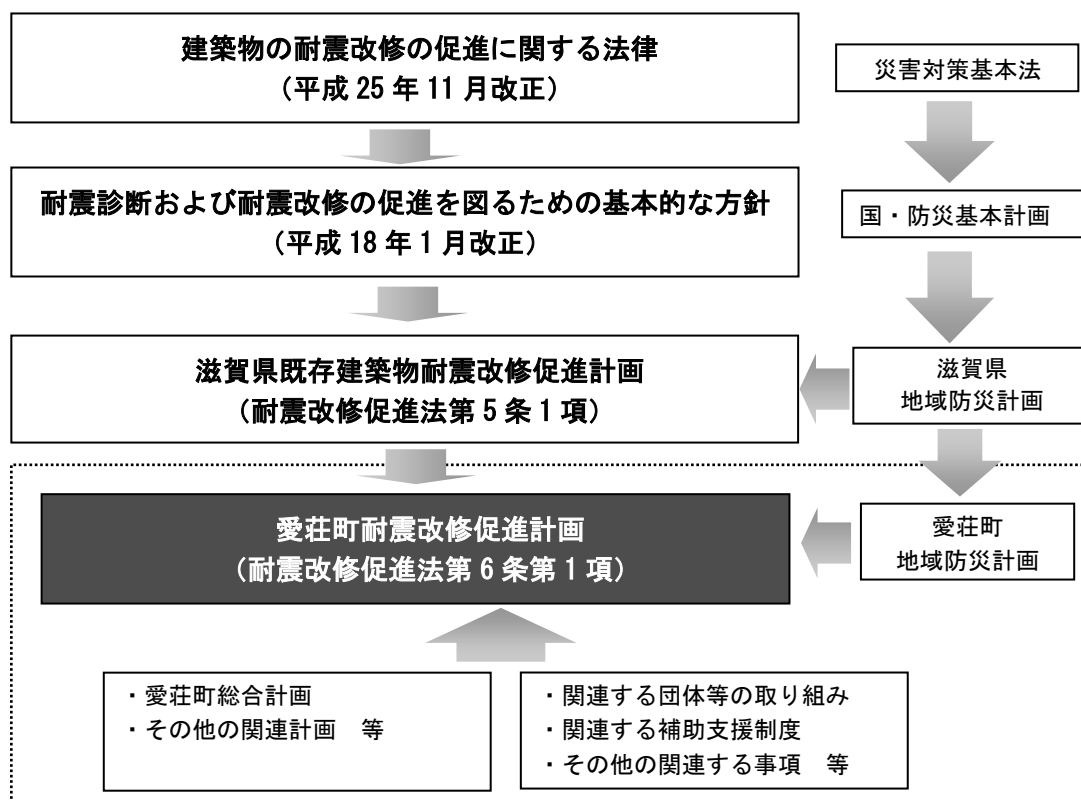


図1.3 本計画の位置づけ

(4) 計画期間

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画において、計画の実施期間を平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間としています。

これを受け、本計画の期間は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間としますが、令和 7 年度末に更新される、他の計画内容との整合性を図るため、最終年度を令和 8 年度までとし、計画期間を 1 年間延長します。

また、令和 2 年度を中間年次として、計画進捗状況の確認を行うとともに、制度の見直しや大規模な災害の発生等により、見直す必要が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

(5) 対象建築物

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された住宅・建築物のうち以下に示すものとします。

表1.2 本計画の対象建築物

種 類	内 容
住 宅	○戸建住宅、共同住宅 ○町営住宅
民間特定既存耐震不適格建築物	○耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物のうち、民間が所有する建築物
要緊急安全確認大規模建築物	○耐震改修促進法附則第3条第1項に定める建築物（病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等）
要安全確認計画記載建築物	○耐震改修促進法第7条に定める、所有者に対する耐震診断の義務化と自治体によるその結果の公表が規定されている建築物
町有建築物	○町有特定既存耐震不適格建築物 ○防災上重要な町有建築物 ○その他の町有建築物

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標

2.1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

(1) 想定される地震の規模・被害の状況

本町において発生が指摘されている地震の規模、人的被害・建築物被害の想定を下表に示します。

特に「南海トラフ地震」は、本町が「南海トラフ地震防災対策推進地域^{※1}」に指定されており、本町でも大きな被害が想定されます。また、発生確率（30年以内）は70%程度と高く、注視する必要があります。

内陸の活断層で発生が懸念される地震として、琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、野坂・集福寺断層帯、鈴鹿西縁断層帯、頓宮断層、木津川断層帯等が存在しています。

さらに、過去に地表で活断層が認められない地点において地震が発生したことがあったことから、これら以外でも地震が起きることを想定しておく必要があります。

※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条



図 2.1 想定される地震の断層

表 2.1 想定される地震の発生確率と規模

想定地震	発生確率（30年）	規模
南海トラフ	70%	M8～9クラス
琵琶湖西岸断層帯（北部）	1～3%	M7.1程度
琵琶湖西岸断層帯（南部）	ほぼ0%	M7.5程度
三方・花折断層帯（三方断層帯）	ほぼ0%	M7.2程度
三方・花折断層帯（花折断層帯 北部）	不明	M7.2程度
三方・花折断層帯（三方断層帯 南部）	ほぼ0～0.6%	M7.3程度
湖北山地断層帯（北西部）	ほぼ0%	M7.2程度
湖北山地断層帯（南東部）	ほぼ0%	M6.8程度
野坂・集福寺断層帯（野坂断層帯）	ほぼ0%もしくはそれ以上	M7.3程度
野坂・集福寺断層帯（集福寺断層帯）	不明	M6.5程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部 北部）	ほぼ0%	M7.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部 中部）	不明	M6.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部 南部）	不明	M7.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（浦底-柳ヶ瀬山断層帯）	不明	M7.2程度
鈴鹿西縁断層帯	0.08～0.2%	M7.6程度
頓宮断層	1%以下	M7.3程度
木津川断層帯	ほぼ0%	M7.3程度

出典：平成27年1月 国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会

滋賀県地震被害想定（平成 26 年 3 月改定）によると、南海トラフ地震による本町の被害は、次のとおりです。

表 2.2 地震被害想定総括表（海溝型地震）

被害種別・項目・時期				単位	南海トラフ巨大地震 （陸側ケース）
建物被害	全壊棟数（住家は戸数を棟数として算定）			棟	70
	半壊棟数（住家は戸数を棟数として算定）				917
	全焼棟数	夏 正午 風速 8m/sec		棟	—
		冬 夕方 風速 8m/sec			—
		冬 深夜 風速 8m/sec			—
	全壊・全焼棟数 合計	夏 正午 風速 8m/sec		棟	70
		冬 夕方 風速 8m/sec			70
		冬 深夜 風速 8m/sec			70
人的被害	死者数	夏 正午 風速 8m/sec		人	—（—）
		冬 夕方 風速 8m/sec			—（—）
		冬 深夜 風速 8m/sec			—（—）
	負傷者数	夏 正午 風速 8m/sec			45（13）
		冬 夕方 風速 8m/sec			54（13）
		冬 深夜 風速 8m/sec			120（16）
ライフライン機能支障	電力供給施設： 停電軒数	停電口数	地震直後	軒	14,482（87%）
			1 日後		7,170（43%）
			2 日後		1,538（9%）
			3 日後		95（1%）
			1 週間後		0（0%）
	上水道施設： 断水人口	断水人口	地震直後	人	8,698（43%）
			1 日後		10,398（52%）
			2 日後		6,783（52%）
			3 日後		5,460（27%）
			1 週間後		3,718（18%）
			1 ヶ月後		292（1%）
			2 ヶ月後		10（0%）
			3 ヶ月後		0（0%）
避難者	避難所生活者		1 日後	人	252（420）
			3 日後		708（1,288）
			1 週間後		744（1,489）
			1 ヶ月後		187（625）
想定最大震度					6 弱

出典：滋賀県地震被害想定／平成 26 年 3 月

(2) 本町における被害想定

県では、土砂災害や水害、地震などによる被害予測等をまとめた防災マップを作成しています。

地震被害想定については、平成 26 年度滋賀県地震被害想定結果を基に、全地震の最大震度などの地震災害についての防災情報を表示した「地震リスクマップ」を作成しています。

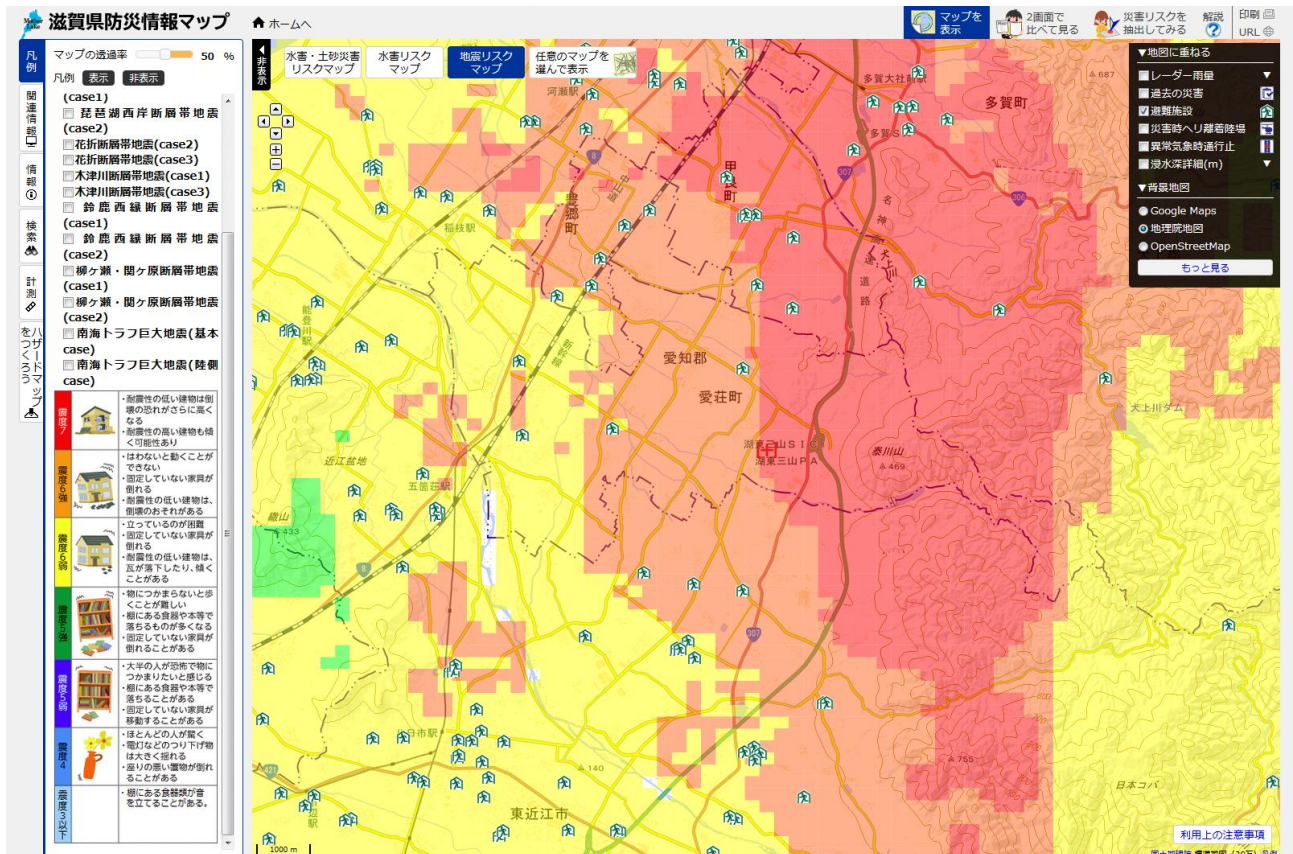


図 2.2 地震リスクマップの例（想定地震※のうち、予測される最大震度を表記）

※想定地震：琵琶湖西岸断層帯地震、花折断層帯地震、木津川断層帯地震、鈴鹿西縁断層帯地震、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震、南海トラフ巨大地震
本町の予想される最大震度は、「鈴鹿西縁断層帯地震（震度 7）」となります。

2.2 耐震化の現状

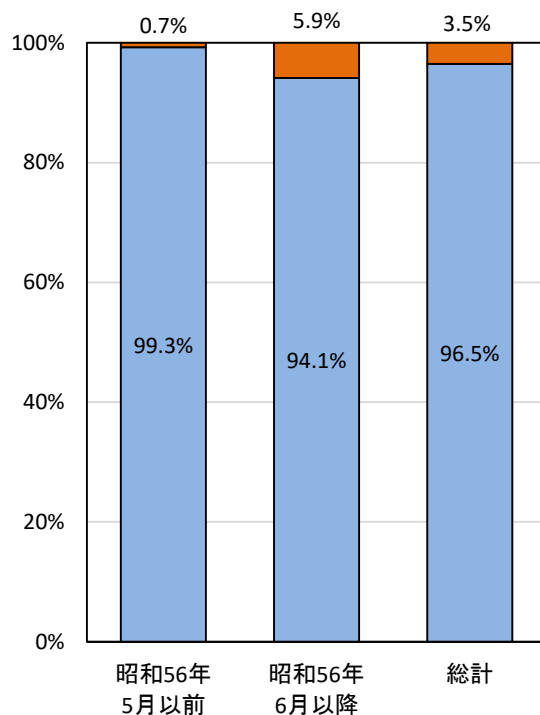
(1) 住宅の耐震化の現況

① 建て方、構造及び建築年

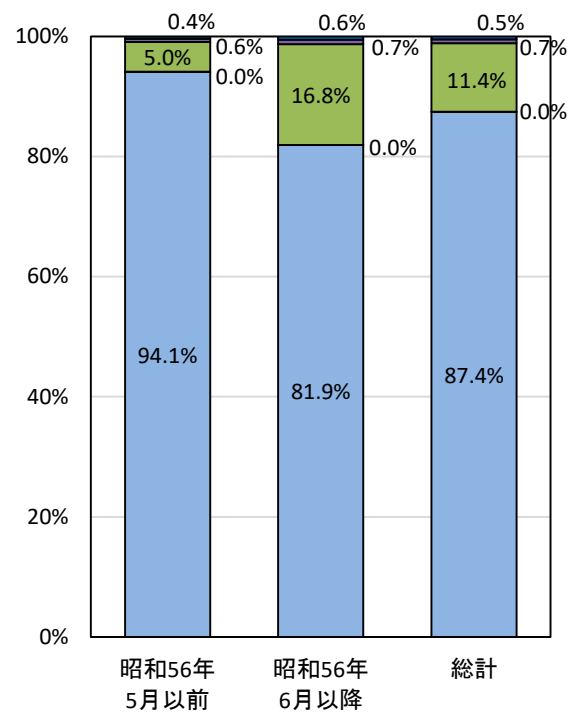
平成 27 年固定資産税家屋台帳（平成 27 年 1 月 1 日現在）による本町の住宅総数の現状は 8,926 棟と推計されます。このうち、昭和 56 年 5 月以前建築の住宅棟数は、4,054 棟（45.4%）であり、昭和 56 年 6 月以降建築の住宅棟数は 4,872 棟（54.6%）となっています。

建築年と住宅の建て方の関係を見ると、建築年代にかかわらず戸建住宅が多くなっており、住宅全体の 96.5%が戸建住宅となっています。また、建築年と構造の関係を見ると、昭和 56 年 5 月以前建築の住宅では全体の 94.1%が木造住宅となっています。また、昭和 56 年 6 月以降建築の住宅においてもその 81.9%が木造となっています。

このように本町においては、木造の戸建住宅の割合が高くなっていることが特徴となっています。



■ 戸建住宅 ■ 共同住宅



■ 木造 ■ 鉄骨造 ■ 鉄骨鉄筋コンクリート ■ 鉄筋コンクリート造 ■ その他

データ出典：平成 27 年固定資産税家屋台帳（平成 27 年 1 月 1 日現在）

図2.3 建築年と住宅の建て方

図2.4 建築年と住宅の構造

平成 27 年固定資産税家屋台帳（平成 27 年 1 月 1 日現在）を基に、国が示す耐震化率算定手法を用いて耐震性のある住宅数を推計すると、住宅総数 8,926 棟に対し、既に 5,637 棟の住宅は耐震性があると推定されます。この推計結果によると、本町の住宅の現状の耐震化率は 63.2%となっています。

表2.3 平成27年住宅の耐震化状況

(棟)

建て方	構 造	旧耐震基準住宅			新耐震 基準住宅	住 宅 (合計)	耐震性を 有する 住 宅	耐震化 率
		総 数	耐震性有	耐震性無				
戸建 住宅	木 造	3,798	716	3,082	3,909	7,707	4,625	60.0%
	非木造	227	27	200	677	904	704	77.9%
	小 計	4,025	743	3,282	4,586	8,611	5,329	61.9%
共同 住宅	木 造	15	11	4	81	96	92	95.8%
	非木造	14	11	3	205	219	216	98.6%
	小 計	29	22	7	286	315	308	97.8%
住宅総数		4,054	765	3,289	4,872	8,926	5,637	63.2%

データ出典：平成 27 年固定資産税家屋台帳（平成 27 年 1 月 1 日現在）を基に推計

(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現況

建築物の中で、一定の用途・規模に適合する建築物（学校や病院、危険物貯蔵施設など）のうち、耐震性を満たさない建築物については、耐震改修促進法で「特定既存耐震不適格建築物」として定められています。滋賀県特定建築物台帳（平成 27 年度調査）及び所有者に対する「耐震診断・改修に係るアンケート調査」に基づく耐震化の現況は次のとおりです。

① 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 14 条 1 号関連）

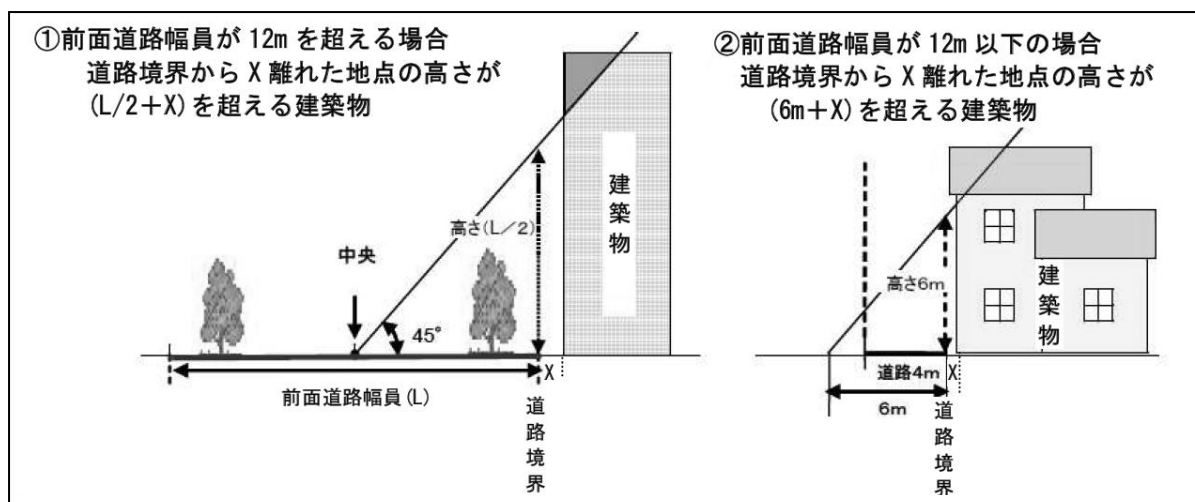
学校や体育館、病院、劇場などの多数の者が利用する建築物は 58 件あり、このうち、耐震性を有しているのは 55 件です。

② 危険物の貯蔵や処理に用いる建築物（耐震改修促進法第 14 条 2 号関連）

火薬類や石油など、危険物の貯蔵や処理に用いる建築物は 44 件あり、このうち、耐震性を有しているのは 34 件です。

③ 道路をふさぐおそれのある建築物（耐震改修促進法第 14 条 3 号関連）

地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨害し、多数の者の避難を難しくするおそれがある建築物は、県の特定建築物台帳調査によると、県が指定している第 1 次・第 2 次緊急輸送道路沿道に 7 件あり、全てが耐震性を有しています。



出典：国土交通省ホームページ

図2.5 道路をふさぐおそれのある建築物

表2.4 特定既存耐震不適格建築物の用途別耐震化状況

用途			昭和56年 5月以前の 建築物 ①	昭和56年 6月以降 の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	①のうち 耐震性有 建築物数 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (②+④)	耐震化率 (%) (⑤/③)
法第14条1号	災害時に重要な機能を果たす建築物	町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、郵便局等	9	14	23	9	23	100.0%
		公共	9	13	22	9	22	100.0%
		民間	0	1	1	0	1	100.0%
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、集会場、展示場、自動車の車庫等	1	3	4	1	4	100.0%
		公共	1	1	2	1	2	100.0%
		民間	0	2	2	0	2	100.0%
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舎、事務所、工場等	3	26	29	0	26	89.7%
		公共	0	0	0	0	0	—
		民間	3	26	29	0	26	89.7%
	公営住宅	県営住宅、町営住宅	0	2	2	0	2	100.0%
法第14条2号	合計		13	45	58	10	55	94.83%
	公共		10	16	26	10	26	100.0%
	民間		3	29	32	0	29	90.6%
法第14条3号	危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物		11	33	44	1	34	77.3%
	合計		0	0	0	0	0	—
	民間		11	33	44	1	34	77.3%
法第14条3号	地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路の通行を妨げ、円滑な防災活動を困難とする建築物		0	7	7	0	7	100.0%
	合計		0	0	0	0	0	—
	民間		0	7	7	0	7	100.0%

出典：滋賀県特定建築物台帳（平成27年度調査）及び耐震診断・改修に係るアンケート調査

(3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現況

要緊急安全確認大規模建築物は2件あり、全てが耐震性を有しています。

要緊急安全確認大規模建築物とは、一定規模以上の不特定多数の人々が利用する建築物、避難に配慮が必要とされる人が利用する建築物及び危険物の貯蔵場・処理場のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物をいい、耐震診断の報告が義務化されています。

表2.5 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化状況

(棟)

区分	建築物数 ①	①のうち耐震性 有建築物数 ②	耐震化率 (②/①)
公共施設	2	2	100.0%
民間施設	0	0	—
合計	2	2	100.0%

出典：滋賀県特定建築物台帳（平成27年度調査）

(4) 公共建築物の耐震化の現況

平成27年度愛荘町公共建築物台帳による本町が所有する建築物のうち、多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計を行いました。その結果、公共建築物の耐震化率は100%となっています。

2.3 耐震改修の目標の設定

(1) 住宅の耐震化の目標

国では、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月閣議決定）、「住生活基本計画（全国計画）」（平成 23 年 3 月閣議決定）などの計画で、住宅の耐震化率を平成 32 年に 95%にするとしています。

県計画では、住宅の耐震化の目標を、国の各計画に即しつつ、10 年後の平成 37 年度末に 95%にすることを最終目標値として定めています。

本町においても、10 年後の平成 37 年度末に住宅の耐震化率を 95%とすることを目標とします。

本町内の住宅総数は、平成 37 年度時点で 11,604 棟になると予測されます。このうち、平成 37 年度時点で耐震性を有すると推計される住宅数は 9,235 棟で、自然更新による平成 37 年度の耐震化率は 79.6%となります。

平成 37 年度の耐震化率を目標値の 95%とするためには、1,789 棟の耐震改修が必要となります。

表2.6 住宅の耐震化の現状と目標

平成 27 年度（現状）	平成 32 年度（予測）	平成 37 年度（予測）
総数 : 8,926 棟 耐震性を有する : 5,637 棟 耐震化率 : 63.2%	総数 : 10,979 棟 耐震性を有する : 8,150 棟 耐震化率 : 74.2%	総数 : 11,604 棟 耐震性を有する : 9,235 棟 耐震化率 : 79.6%
平成 28 年～37 年までの改修棟数 :		230 棟(23 棟／年)
平成 37 年度末の耐震化率が 95%となる棟数 :		目標設定棟数 11,024 棟
目標(耐震化率 95%)達成に必要な改修棟数 :		1,789 棟(180 棟／年)

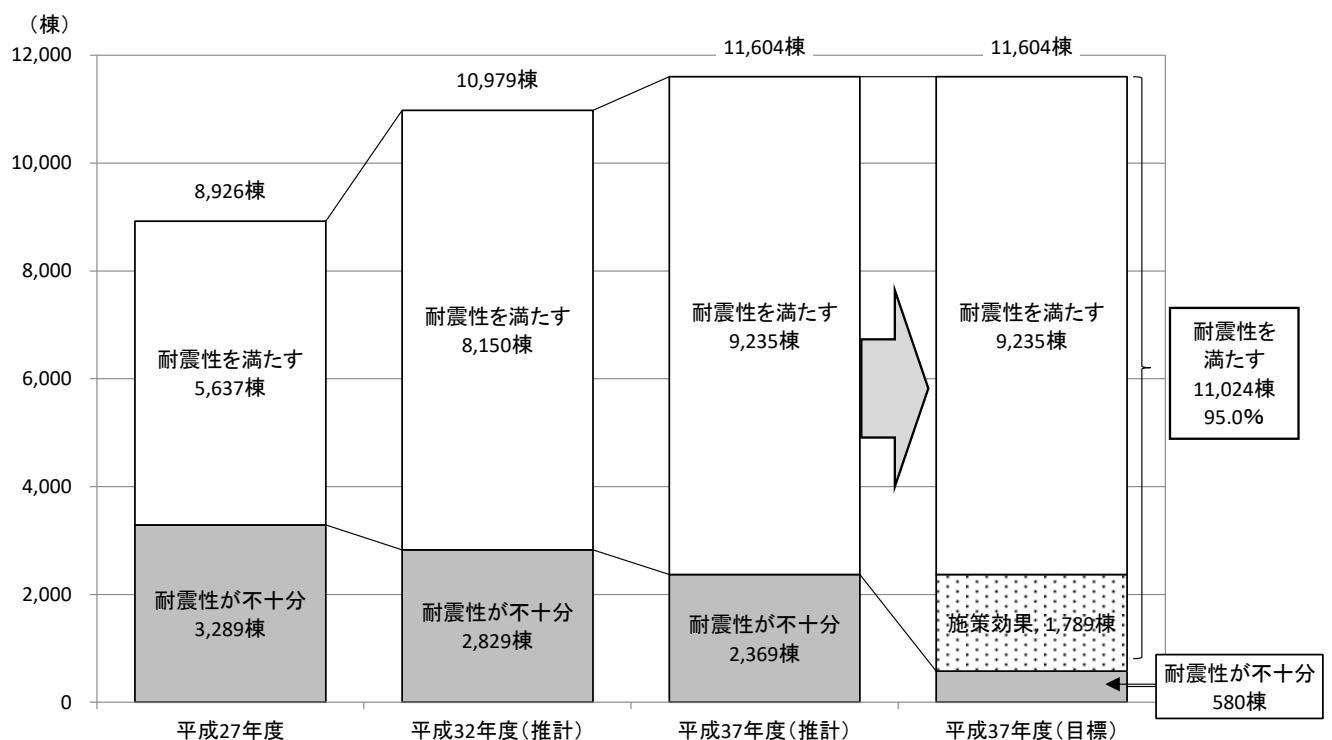


図2.6 住宅の耐震化の現状と目標

（２）多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物についても、住宅と同様に、国及び県の目標を踏まえ、平成 37 年度末に耐震化率を 96.5%とすることを目標として耐震改修促進に取り組むこととします。

なお、特定既存耐震不適格建築物については、建物用途や建物特性等によって耐震化率の水準に差があることから、全ての特定既存耐震不適格建築物について一律に耐震化率の向上を目指すのではなく、建築物の用途や立地条件を踏まえた耐震化促進の優先順位を設定し、効率的・効果的な施策展開によって、耐震化の促進を図ります。

（３）要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により耐震診断義務の対象となった、要緊急安全確認大規模建築物については、平成 27 年時点で全ての建築物が耐震化されており、平成 37 年度末までに 100.0%の目標を達成しています。

（４）公共建築物の耐震化の目標

県の「既存建築物耐震改修促進計画」では、各市町が所有する公共建築物についても県に準じて目標設定するよう努める旨が示されています。本町が所有する公共建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、平成 37 年度末に耐震化率を 100.0%の目標を達成しています。

なお、その他の公共建築物についても、不特定多数の利用者が多いとともに、災害時の救助・避難拠点として重要な役割を果たす施設が多いことから、防災上特に重要な施設から耐震化を進めていきます。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

3.1 耐震診断・改修に関する基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、所有者等が住宅・建築物の倒壊による被害の重大性をまず認識し、住宅・建築物の耐震化を自らの問題、地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。また、こうした住民や地域の取り組みをできるだけ支援するため、行政は耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用・労力の負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じます。行政の中でも、本町は、地域や民間団体と連携を取りつつ、さらに県や関係機関と協働して耐震化促進のための環境整備を進めるなど、中間的な立場として重要な役割を担っていくものとします。

また、地震による人的被害や建物被害を軽減させるためには、減災効果の高い地域及び建物から優先的に耐震化を進めることが必要であるため、重点的に耐震化を進めるべき地域、重点的に耐震化すべき建築物を明確にして取り組みを進めていきます。

表3.1 耐震診断・改修促進に向けて本町が担う役割

施策区分	本町が担う役割
普及啓発	・パンフレットの設置 ・広報等による啓発 ・情報の提供（地震ハザードマップの配布等） ・防災関連機関と地元自治会との連携
耐震診断	・木造住宅耐震診断員派遣事業の実施 ・既存民間建築物耐震診断促進事業の実施
耐震改修	・木造住宅耐震改修補強案作成事業の実施 ・木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の実施
重点地区の耐震性向上	・重点地区の選定 ・重点地区における指導、啓発
重要建築物の耐震性能向上	・町有建築物の耐震診断・改修の促進 ・公共建築物の台帳整理（進行管理）

3.2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

町民に対し住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度を活用しながら、住宅の耐震改修の促進を図っていきます。

本町では、これまで実施している「愛荘町木造住宅耐震診断員派遣事業」及び「愛荘町木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業」を引き続き実施するとともに、「愛荘町木造住宅耐震改修補強案作成事業」の促進を図っていきます。

表3.2 本町における耐震化施策の概要

施策名	愛荘町木造住宅耐震診断員派遣事業
概要	昭和56年以前の木造住宅について耐震化を促進するため、県と町が協力して、診断希望者に負担をかけない無料の診断を行う事業。県に登録している耐震診断員（建築士）が、主に目視で調査し、「滋賀県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて、診断を実施する。
対象	対象用途：戸建（木造）、長屋建（木造） ①階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの。 ②延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ・木造住宅であること。 ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。 ・木造軸組工法のもので、桝組壁工法、丸太組工法の住宅ではないもの。 ・大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものを除く。
補助額	補助割合：100% 補助金限度額：3万1000円

施策名	愛荘町木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業
概要	耐震改修工事費及びこれと同時に実施される廊下の段差の解消など、避難の一助となるバリアフリー改修工事費への補助
対象	対象用途：戸建（木造）、長屋建（木造） ①階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの。 ②延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ・木造住宅であること。 ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。 ・木造軸組工法のもので、桝組壁工法、丸太組工法の住宅ではないもの ・耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と判定され、改修により0.7以上に引き上げられるもの。 ・大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものを除く。
補助額	補助割合：補助対象工事費区分に応じて定額補助 補助金限度額：20万円 30万円 50万円

施策名	愛荘町木造住宅耐震改修補強案作成事業
概要	耐震診断を受けた結果、上部構造評点0.7未満（耐震性がない）と判定された木造住宅の所有者が希望した場合に、上部構造評点0.7以上に引き上げる耐震改修の補強案と概算費用の算出を行う。
対象	耐震診断の結果、0.7 未満とされた上部構造評点を 0.7 以上に引き上げる耐震改修を行う住宅で、以下の要件を満たすもの。 ・ 階数が 2 階以下かつ延べ面積 300 ㎡以下のもの。 ・ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの。 ・ 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法の住宅ではないもの。 ・ 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものを除く。
補助額	補助割合：100％ 補助金限度額：5万4000円

3.3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

地震時の建築物の総合的な安全対策は、県の施策や取り組みなどとの連携を図りながら事業を進めていきます。

県計画に定められる主な事業の概要は、次のとおりです。

（１）液状化の対策

平成 23 年の東日本大震災では、数多くの場所で地盤の液状化による建築物の傾斜、倒壊が発生しました。

県内における液状化予測では、琵琶湖西岸～南岸に液状化の発生が指摘されています。

液状化が起こりやすい土地について、滋賀県防災情報マップ(ハザードマップ)にて、周知を図ります。

（２）ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の道路閉塞により、避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の安全対策を行っていく必要があります。具体的な取り組みとして、県民向け防災パンフレット「できることから地震対策！！」等を通じて、ブロック塀、窓ガラス、ベランダ、屋根等、住宅の危険度の自己チェックと、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、町民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図っていきます。

また、ブロック塀の適正な施工については、これまでの防災パンフレット等による啓発に加え、適切な施工を施工者団体に要請していきます。

(3) 窓ガラス、天井落下防止対策等

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、建築物の窓ガラス、外壁のタイルの落下による被害の発生がありました。また、屋外広告物、体育館や劇場等の大規模空間を有する建築物のつり天井の脱落による被害が生じました。

このようなことから、市街地で人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策や外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し、安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を行っていきます。

(4) エレベーターの地震防災対策

平成 18 年 4 月に社会資本整備審議会建築分科会から報告のあった「エレベーターの地震防災対策の推進について」における基本的な考え方を踏まえ、所有者、管理者等へ積極的に周知を図る必要があります。具体的には、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターについて、

- ① エレベーターの耐震安全性の確保
- ② 地震時管制運転装置の設置
- ③ 閉じ込めが生じた場合に早期に救出できる体制整備
- ④ 平時における地震時のエレベーターの運行方法等の情報提供や地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供

など、地震時のリスク等を建物所有者に周知し、安全性の確保に努めていきます。

また、平常時から乗り場やかご内における掲示、地域の防災訓練の活用等により、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、利用者に周知します。

(5) エスカレーターの脱落防止対策

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、エスカレーターの脱落が発生しました。これを受け平成 25 年 7 月に「建築基準法施行令を改正する政令」が公布され、エスカレーターの脱落防止対策に関する建築基準法施行令、告示が以下の項目のように制定及び一部改正されました。

- ① 十分な「かかり代」を設ける構造方法
- ② 脱落防止措置（バックアップ措置）を講じる構造方法

以上の法の改正内容を、建築物の所有者、管理者等に対し周知し、安全対策措置を講じるよう指導します。

(6) 家具の転倒防止対策

家具が転倒することにより負傷すること、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、防災パンフレット「できることから地震対策！！」等を通じて、家具転倒防止の対策を周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図っていきます。

(7) その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策について

給湯設備、配管等の設備に対して、地震により、転倒、破損がないように建築物の所有者、管理者等に対し周知し、安全対策措置を講じるよう指導します。

(8) 地震時の住宅火災の防止について

消防法及び火災予防条例の改正により、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が必要となったことを周知し、啓発に努めます。

3.4 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域については、本町域全体を定めます。

そのうち、「地震ハザードマップ」において、建物全壊率が10%を超える地域では、特に重点的に耐震化を進めるものとして、啓発を進めていきます。

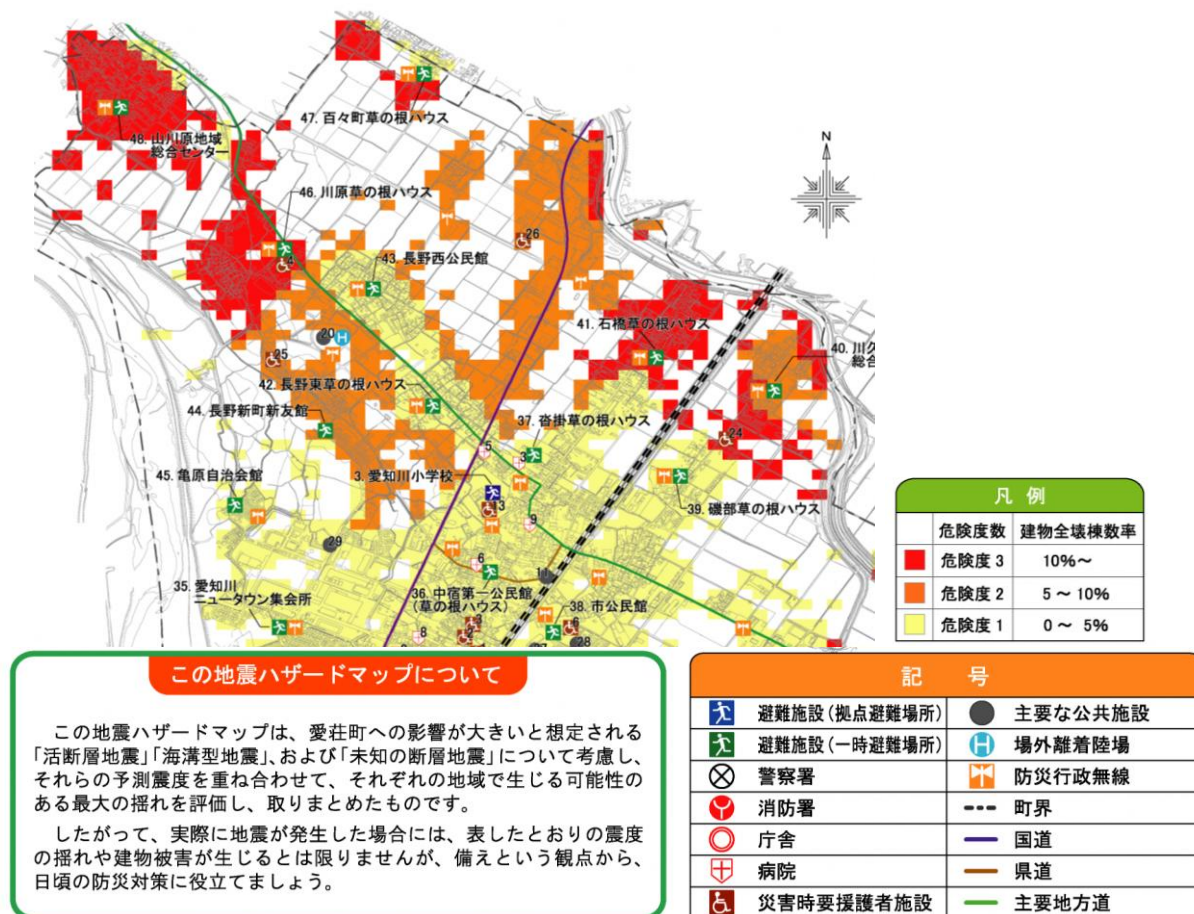


図3.1 危険度分布図（愛荘町地震ハザードマップ抜粋）

3.5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

「滋賀県緊急輸送路道路ネットワーク計画書（平成8年9月策定緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会制定）」で定めている第1次、第2次緊急輸送路を、地震発生時に通行を確保すべき道路として設定します。

また、これら緊急輸送路をつなぐ道路（主要地方道湖東愛知川線、主要地方道彦根八日市甲西線、町道）を、災害時の交通ネットワーク機能を維持すべき道路として位置づけます。

これら沿道の特定既存耐震不適格建築物は、優先的に着手すべき建築物として設定します。

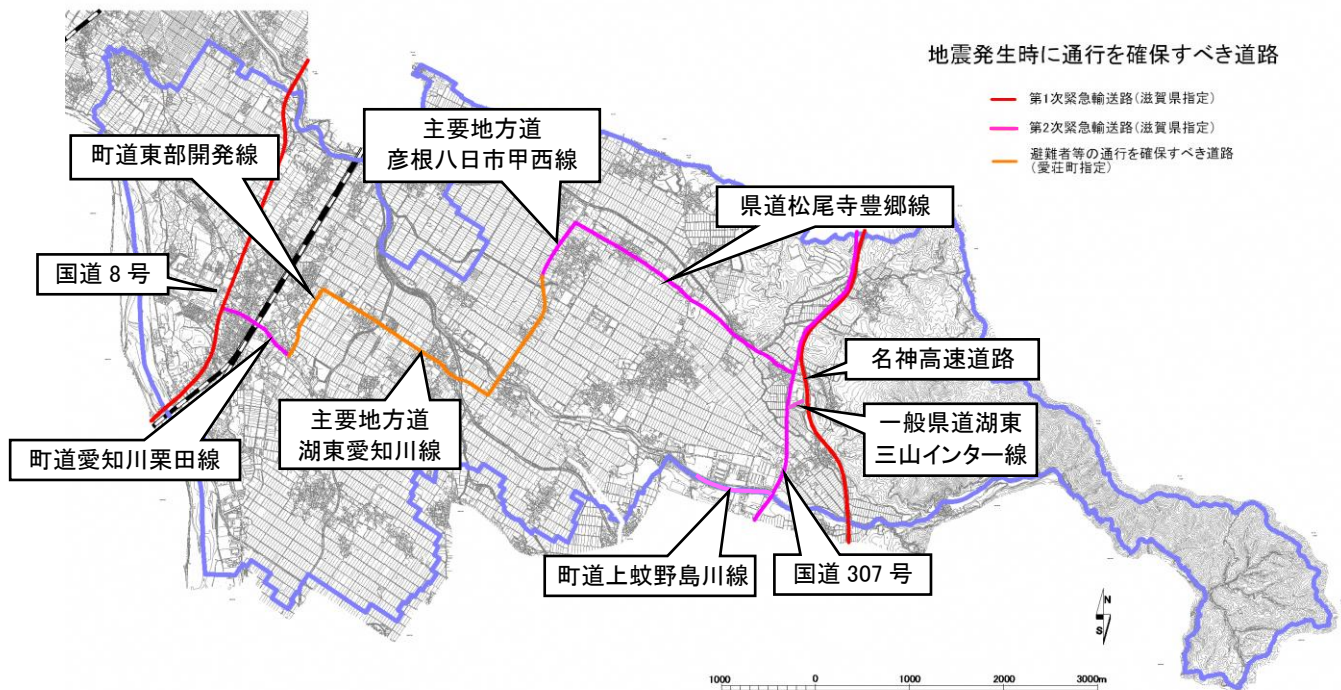


図3.2 地震発生時に通行を確保すべき道路

表3.3 地震発生時に通行を確保すべき道路

	路線名	延長 (m)			備 考
		県指定区間	町指定区間	合計	
1	名神高速道路	3,360	—	3,360	第1次緊急輸送路
2	国道8号	3,710	—	3,710	〃
3	国道307号	3,000	—	3,000	第2次緊急輸送路
4	県道松尾寺豊郷線	2,840	—	2,840	〃
5	主要地方道湖東愛知川線	—	2,100	2,100	第2次緊急輸送路
6	主要地方道彦根八日市甲西線	670	1,450	2,120	
7	町道愛知川栗田線	890	—	890	〃
8	町道東部開発線	—	810	810	第2次緊急輸送路
9	町道上蚊野島川線	800	—	800	
10	一般県道湖東三山インター線	300	—	300	
合 計		15,570	4,360	19,930	

4. 啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震ハザードマップの活用

地震ハザードマップの公表・配布を通じ、大規模地震に対する町民の注意を喚起するとともに、日頃からの防災意識の高揚を図ります。

また、平成 28 年 5 月作成の愛荘町総合防災ガイドブックを通じて、地震や風水害をはじめとする災害対策に向けて、町民の意識啓発を図っていきます。

(2) 県との連携による普及活動の促進

町民への啓発及び地域の普及に関する活動について、県と連携を図りながら進めていきます。主な事業の概要は、次のとおりです。

① 相談体制の整備及び情報提供の充実

本町では既に耐震診断等の相談窓口が設けられていることから、今後はこの相談窓口を通じて、「木造住宅耐震診断員派遣制度」「愛荘町木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」等に関する具体的な支援方策について、十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

また、県や建築関係団体等と連携し、定期的な無料相談会の開催や、出前講座の実施、イベント等の際に住宅相談コーナーを設置するなど、耐震診断・耐震改修等に関する普及啓発活動に努めます。

県ホームページでは、耐震診断の問い合わせ窓口、耐震改修セミナー、滋賀県木造住宅耐震診断員講習会、及び滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会等の案内を行っています。本町は、これらの講習会やセミナーの開催等の情報提供を行い、意識啓発を図ります。

また、本町ホームページで耐震診断申込書等の各種申請書類の提供のほか、木造住宅の耐震補強工法等に関する新しい情報や、耐震改修事例の紹介を行っていきます。

② パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

建築物の所有者に対して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発、及び知識の普及を図る取り組みを積極的に推進します。

○県や建築関係団体等で作成している、耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの配布等を行います。

○特に、耐震診断を受けていない建築主へのパンフレットの配布を通して、耐震診断・耐震改修の実施を促す等、耐震化に向けた啓発を強力に進めます。

○現在、湖国すまい・まちづくり推進協議会が開催している県民向け住宅セミナーや、マスメディアを活用した啓発事業等により住宅耐震診断・耐震改修に関する情報発信や、県が実施している県民を対象とした住宅相談を活用する他、建築関係団体、NPO関係団体と連携し、セミナー・講習会の誘致や、情報提供に努めます。

③ リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームとあわせて耐震改修を実施することで費用と労力が低減できることから、住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて、住まいを快適にするだけでなく、同時に耐震改修することにより耐震性も確保するといった合理的な住宅改修のメリット等の事例等を情報提供できるよう、リフォーム事業者と連携した施策を展開します。

④ 耐震診断・耐震改修技術者の育成・登録の推進

無料木造住宅耐震診断員派遣制度に基づく耐震診断員の技術向上に向けた、県が実施している講習会等の周知を行う等、建築技術者の知識の向上を図ります。

また、現在実施している「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」により、講習を受けて登録された設計者や施工者の名前の公表、本町の相談窓口における登録者名簿の閲覧等を通じて、町民に身近な技術者の紹介や情報提供を一層進めます。

⑤ 防災訓練等の各施策と連携

毎年10月は「住宅月間」として、県が行う催事などを活用し、住宅に関し広く普及・啓発を行うとともに、地震防災対策に関する情報提供を行います。また、防災訓練などの機会を通じて、建築物の地震防災対策に対する意識高揚に努めます。

(3) 事業者情報等の提供、紹介

リフォーム事業者・工務店は、改修工事を行うときの最も身近な相談先であるが、「悪質リフォーム」の問題もあることから、現在、これらの町民の不安を解消するため、本町の相談窓口において、県が公開している木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者の登録名簿を活用し、相談を受け付けており、今後も町民にとって身近な相談窓口として情報提供を行っていきます。

(4) 自治会等との連携

地震防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。

本町では自治会等と連携し、毎年実施される防災訓練などの防災活動の機会を通じて、地域住民の建築物の耐震化等に対する意識高揚に努めます。

また、県や市町、各種関係団体による調整会議等により、相互の情報共有を図ることとします。

5. 県との連携に関する事項

(1) 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施に関する事項

本町は県と連携し、県が優先的に指導などを行うべき建築物の選定及び実施の手順、公表のあり方等について協力します。また、県が町内全ての特定既存耐震不適格建築物等の状況を調査し、所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施できるよう協力します。

① 耐震診断が義務付けられている建築物

耐震診断が義務付けられている建築物は、要安全確認計画記載建築物と要緊急安全確認大規模建築物があります。表 5.1 に耐震診断が義務付けられている建築物の用途及び規模要件の一覧を示します。

表 5.1 耐震診断が義務付けられている建築物の規模要件一覧

	法	用途	各建築物の規模要件
要安全 確認 計画 記載 建築物	法第5条 第3項 第1号	防災 拠点 建築物	大規模な災害が発生した場合、その利用を確保することが 公益上必要となる建築物
	法第5条 第3項 第2号	避難路 沿道 建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路 の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれ があり、その敷地が滋賀県耐震改修促進計画に記載された 道路に接する建築物
	法第6条 第3項 第1号		前面道路の幅員に応じて、前面道路の幅員の1/2に 相当する高さを超える建築物(ただし、12m以下の場合 は6m以上)
要緊急 安全 確認 大規模 建築物	附 則 第 3 条	幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
		小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ5,000㎡以上
		集会場、公会堂	
		展示場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
		ホテル、旅館	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ5,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
		車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	
		自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
		体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ5,000㎡以上
		危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	5,000㎡以上かつ、境界線から一定距離以内に存する建築物

② 耐震診断を指示する建築物

耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく建築物が該当します(表 5.2「法第 15 条第 2 項の「指示」対象建築物」欄を参照)。

③ 耐震改修を指示する建築物

前項②「耐震診断を指示する建築物」のうち、ランク 2・3 の建築物が該当します(表 5.3「指示する建築物」、「改修」の欄を参照)(ランクについては、表 5.4 を参照)。

(2) 耐震改修を促進するための連携

本町は、優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び実施手順の策定について、県等と連携して行います。

表 5.2 特定既存耐震不適格建築物の一覧表

法	政令 第6条 第2項	用 途	法第14条の所有者の努力義務 および法第15条第1項の 「指導・助言」対象建築物	法第15条第2項の 「指示」対象建築物
法 第 1 4 条 第 1 号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ2,000㎡以上
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		階数3以上かつ2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く）		
		車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上
		自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設		
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
	法第14条 第2号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
	法第14条 第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が滋賀県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	前面道路の幅員に応じて、前面道路の幅員の1/2に相当する高さを超える建築物（ただし、12m以下の場合は6m以上）	左に同じ

表 5.3 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に掲げられる建築物の指示等を行う建築物の選定基準

法	用 途				指示する建築物	公表する建築物 (指示したものに限る)	建築基準法に基づき勧告・命令する建築物 (原則、公表したものに限る)	
法第15条第2項の特定既存耐震不適格建築物	①災害時に重要な機能を果たす建築物	ア	災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	診断	法第15条第2項の特定既存耐震不適格建築物	昭和56年以前の建築物 所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物	-
		イ	住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校				
				集会場・公民館・体育館				
				幼稚園、保育所等				
		ウ	救急医療等を行う施設	病院、診療所	改修	ランク2・3の建築物	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物
		エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等				
	オ	交通の拠点となる施設	車両の停車場または船舶の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの					
	②不特定多数の者が利用する建築物			百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	診断	法第15条第2項の特定既存耐震不適格建築物	昭和56年以前の建築物 所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物	-
				ホテル・旅館				
				劇場、観覧場、映画館、演芸場				
				博物館、美術館、図書館				
				展示場				
				飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等	改修	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物	ランク3の建築物
				理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等				
				遊技場				
				ボーリング場、スケート場、水泳場等				
				公衆浴場				
	自動車車庫または自転車の停留または駐車のための施設							
③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物		-						

表 5.4 各ランクの建築物の耐震性能

	耐震性能		基 準
ランク1	所要の耐震安全性が確保されているが、防災拠点としての機能確保が困難	震度6強程度の地震で倒壊は免れる	Isが0.6以上、0.75未満かつ、qが1.0以上、1.25未満
ランク2	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。	震度6強程度の地震で倒壊するおそれ	ランク3以外で、Isが0.6未満の場合、またはqが1.0未満の場合
ランク3	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。	震度5強程度の地震で倒壊するおそれ	Isが0.3未満の場合またはqが0.5未満

注1 Is: 耐震診断で算出する構造耐震指標。建物の耐震性能をあらわす数値。0.6以上は震度6強程度まで安全と判断されるが、震度7の場合は0.75～0.9程度必要となる。

注2 q: 必要な保有水平耐力に対する保有水平耐力の比率。

注3 耐震性能の震度表記は、現行建築基準法の保有水平耐力の検討が、300～400gal(震度6強)であること、構造耐震指標Is=0.6は現行建築基準法とほぼ同等であることから、一般に分かりやすい震度表記とした。

6. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 新たに建築される建物の耐震化

新たに建築される住宅・建築物について、良質な建築物を確保する観点から、適切に建築されるように、建築基準法に基づき県が実施する中間検査や完了検査の徹底について、県と連携しながら周知を図ります。

(2) 耐震診断済み及び耐震改修済み表示制度について

民間建築物で不特定多数の方々が利用する建築物において、県が創設を検討する耐震診断済み及び耐震改修済み表示制度について、県と連携しながらその徹底を図ります。

